



報道資料



平成18年5月22日

各位

会社名 株式会社 中 電 工
代表者名 代表取締役社長 加藤 義明
(コード番号1941 東証第1部)
問合せ先 取締役総務部長 加藤 廣夫
(TEL.082 - 291 - 7413)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第90回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり、定款の用語や表現を会社法に沿ったものに変更し、併せて、条文の新設、削除ならびに変更を行うものであります。

- (1) 変更案第4条(機関)につきましては、当会社に設置する機関を定めるため、新設するものであります。
- (2) 変更案第9条(株券の発行)につきましては、株券を発行する旨を定めるため、新設するものであります。
- (3) 変更案第10条(単元未満株式についての権利)につきましては、単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、新設するものであります。
- (4) 変更案第16条(開催場所)につきましては、株主総会の招集地の規制が廃止され、会社の判断で招集地を決定できることに伴い、これを明確にするため、新設するものであります。
- (5) 変更案第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)につきましては、株主総会参考書類等に記載または表示すべき事項の全部または一部について、インターネットの利用により株主の皆様提供できるようにするため、新設するものであります。
- (6) 変更案第33条(取締役会の決議の省略)につきましては、必要が生じた場合に、書面または電磁的方法により、機動的な取締役会の決議を行うことができるようにするため、新設するものであります。
- (7) 変更案第41条(監査役の任期)第3項および第4項につきましては、監査役の任期が4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであることから、補欠の監査役の選任決議の効力も同様とするため、新設するものであります。
- (8) 変更案第49条(社外監査役との責任限定契約)につきましては、社外監査役として、その期待される役割を十分に発揮できる人材を迎えられるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするため、新設するものであります。

- (9) 変更案第6章「会計監査人」につきましては、会計監査人が会社の機関とされたことから、会計監査人の選任方法、任期および報酬等と、社外監査役と同様に責任限定契約を締結することを可能にするため、新設するものであります。
- (10) 現行定款には、表題、句点が付されていないため、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日（予定）
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日（予定）

以 上

【定款変更の内容】

(注) 下線部分は変更箇所を示す。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 当社は株式会社中電工と称する 英文ではCHUDENKO CORPORATIONと表示する</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．電気工事 2．電気通信工事 3．空調、冷暖房、給排水、衛生及び環境汚染防止装置等の管工事 4．水道施設工事 5．防災設備、消防施設工事 6．鋼構造物工事 7．土木工事 8．建築工事 9．ほ装工事 10．電気機械器具類、機械装置類及び建設用資材工具類の製造、販売、修理、設置工事及び賃貸 11．電気通信事業 12．ソフトウェア及び情報処理システムの企画、開発、販売、賃貸、運用及び保守 13．前各号に関連するエンジニアリング、コンサルティング及びメンテナンス業務 14．警備業 15．貨物運送業 16．不動産の売買、賃貸、仲介及び管理 17．前各号に付帯または関連する一切の事業 <p>第 3 条 当社は本店を広島市に置く</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>株式会社中電工と称し</u>、英文ではCHUDENKO CORPORATIONと表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．電気工事 2．電気通信工事 3．空調、冷暖房、給排水、衛生<u>および</u>環境汚染防止装置等の管工事 4．水道施設工事 5．防災設備、消防施設工事 6．鋼構造物工事 7．土木工事 8．建築工事 9．ほ装工事 10．電気機械器具類、機械装置類<u>および</u>建設用資材工具類の製造、販売、修理、設置工事<u>および</u>賃貸 11．電気通信事業 12．ソフトウェア<u>および</u>情報処理システムの企画、開発、販売、賃貸、運用<u>および</u>保守 13．前各号に関連するエンジニアリング、コンサルティング<u>および</u>メンテナンス業務 14．警備業 15．貨物運送業 16．不動産の売買、賃貸、仲介<u>および</u>管理 17．前各号に付帯または関連する一切の事業 <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、<u>本店を広島市に置く。</u></p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1．取締役会 2．監査役

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、広島市において発行する中国新聞並びに日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p><u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u>ただし、やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、広島市において発行する中国新聞ならびに日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>
<p>第 2 章 株 式</p>	<p>第 2 章 株 式</p>
<p>第5条 当社の発行する株式の総数は、2億6,000万株とする。ただし、<u>株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億6,000万株とする。</u></p>
<p>第6条 当社は、取締役会の決議により、<u>自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、取締役会の決議によつて市場取引等により自己の株式を<u>取得することができる。</u></p>
<p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、100株とする。</u></p>	<p>(単元株式数) 第8条 当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>2. 当社は<u>1単元未満の株式について株券を発行しない。</u></p>	<p>(株券の発行) 第9条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> 2. 当社は、<u>前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第10条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>4. 次条に規定する権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条 <u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む 以下同じ)</u>は、その有する単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨</u>を当会社に請求することができる</p> <p>2. 前項の請求があった場合において、<u>当会社が売渡すべき数の株式を有しないときは当会社は前項の請求に応じないことができる</u></p> <p>第9条 当会社は<u>株式につき名義書換代理人を置く</u> <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する</u> <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む 以下同じ)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又は抹消、株券不所持申出の受理、株券の交付、単元未満株式の買取り・買増し、諸届出の受理等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせる</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第10条 <u>当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱及びその手数料については、取締役会の決議をもって定める株式取扱規程による</u></p>	<p>(<u>単元未満株式の買増請求</u>)</p> <p>第11条 <u>当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求(以下、「買増請求」という。)することができる。</u></p> <p>2. 前項の<u>買増請求</u>があった場合において、<u>当会社が応じることができる数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。</u></p> <p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第12条 当会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>(<u>株式取扱規程</u>)</p> <p>第13条 <u>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の決議によって定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第11条 毎年3月31日<u>現在</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする</p> <p>2. 前項の<u>外</u>、必要ある場合はあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主<u>又は</u>質権者をもってその権利を行使すべき株主<u>又は</u>質権者とすることができる</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合にこれを招集する</p> <p>2. 株主総会は、取締役会の決議に<u>もとづき</u>、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議<u>をもって</u>定めた順序により他の取締役がこれを招集する</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第13条 <u>総会の議長は社長がこれに当る</u>。社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の決議<u>をもって</u>定めた順序により他の取締役が<u>これに当る</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第14条 <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. 前項<u>その他本定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合は、</u>あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主<u>または登録株式質権者</u>をもって、その権利を行使<u>することができる株主または登録株式質権者</u>とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集および招集権者)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に<u>随時</u>これを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、取締役会の決議によ<u>って</u>、<u>取締役社長</u>がこれを招集する。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>(開催場所)</p> <p>第16条 <u>当社は、広島市で株主総会を開催する。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第17条 <u>株主総会は、取締役社長が議長となる。</u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議<u>によって</u>定めた順序により他の取締役が<u>議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することによ</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる</p> <p>2．前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない</p> <p>3．総会の議長は株主としてその議決権を行使することを妨げない</p> <p>第15条 総会の決議は法令又は本定款に別段の定めのある場合の外は出席した株主の議決権の過半数をもって行う</p> <p>2．商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う</p> <p>第16条 総会における議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載または記録し議長及び出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名するものとする</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 当会社に取締役18名以内をおく</p> <p>第18条 取締役は株主総会によりこれを選任する</p> <p>2．取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う</p> <p>3．取締役の選任については、累積投票によらない</p>	<p><u>り、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>(議決権の代理行使)</u></p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>その</u>議決権を行使することができる。</p> <p>2．前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>3．総会の議長は、<u>株主としてその議決権を行使することを妨げない。</u></p> <p><u>(決議の方法)</u></p> <p>第20条 株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2．<u>会社法第309条第2項に規定する決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p><u>(議事録)</u></p> <p>第21条 株主総会における議事の経過の要領<u>およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、</u>議事録に記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役<u>および</u>取締役会</p> <p><u>(取締役の員数)</u></p> <p>第22条 当会社<u>の</u>取締役は、<u>18名以内とする。</u></p> <p><u>(取締役の選任)</u></p> <p>第23条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2．取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3．取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする</p>	<p><u>(取締役の解任)</u> <u>第24条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(取締役の任期)</u> <u>第25条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会</u>の終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(役付取締役)</u> <u>第26条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名をおき取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</u> <u>2. 取締役社長は、取締役会の決議に従い会社の業務を総理する。</u> <u>3. 取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、社長を補佐し会社の業務を執行する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(代表取締役)</u> <u>第27条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</u> <u>2. 取締役社長および取締役副社長は各自当会社を代表する。</u> <u>3. 前項のほか、必要に応じて取締役会の決議によって、専務取締役の中から当会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(会長)</u> <u>第28条 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名をおくことができる。</u> <u>2. 取締役会長は当会社を代表する。</u> <u>3. 取締役会長をおいた場合には、取締役会長は会社の業務を総理し、取締役社長は会社の業務の執行を統轄する。</u> <u>4. 取締役会長をおいた場合には、本定款第15条、第17条、第30条および第31条中「取締役社長」とあるのは「取締役会長」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(相談役・顧問)</u> <u>第29条 取締役会は、その決議によって、相談役および顧問をおくことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第20条 <u>取締役会は取締役をもって構成する</u></p> <p>2. <u>取締役会は社長がこれを招集する社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が招集する</u></p> <p>3. <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の5日前に発するものとする。ただし、緊急のときは取締役及び監査役の全員の同意を得て招集手続を経ないでこれを開くことができる</u></p> <p>第21条 <u>取締役会の議長は社長がこれに任ずる。社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに当る</u></p> <p>第22条 <u>取締役会は法令又は定款に定めた事項の外当会社の業務執行を決定する</u></p> <p>第23条 <u>取締役会の決議は取締役の過半数が出席しその過半数をもって決する</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役会の議長)</p> <p>第30条 <u>取締役会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および招集通知)</p> <p>第31条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の5日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>3. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第32条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第33条 <u>当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、取締役の全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該提案事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載または記録し出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印または電子署名する</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条 <u>取締役会の決議により社長1名をおき副社長、専務取締役及び常務取締役若干名をおくことができる</u></p> <p>2. <u>社長は取締役会の決議に従い会社の業務を総理する</u></p> <p>3. <u>副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し会社の業務を執行する</u></p> <p>第26条 <u>社長及び副社長は各自当会社を代表する</u></p> <p>2. <u>前項の外、必要に応じて取締役会の決議により、専務取締役の中から当会社を代表する取締役を定めることができる</u></p> <p>第27条 <u>取締役会の決議により会長1名をおくことができる</u></p> <p>2. <u>会長は当会社を代表する</u></p> <p>3. <u>会長をおいた場合には、会長は会社の業務を総理し、社長は会社の業務の執行を統轄する</u></p> <p>4. <u>会長をおいた場合には、第12条、第13条、第20条及び第21条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする</u></p> <p>第28条 <u>取締役会の決議により相談役及び顧問をおくことができる</u></p> <p>(新 設)</p>	<p><u>議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(<u>取締役会の議事録</u>)</p> <p>第34条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(<u>取締役会規程</u>)</p> <p>第35条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の決議によって定める取締役会規程による。</u></p> <p>(<u>削 除</u>)</p> <p>(<u>削 除</u>)</p> <p>(<u>削 除</u>)</p> <p>(<u>削 除</u>)</p> <p>(<u>取締役の報酬等</u>)</p> <p>第36条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条 当社は、取締役の<u>商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議により法令の定める限度内でこれを免除することができる</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条 当会社に<u>監査役5名以内をおく</u></p> <p>第31条 監査役は株主総会により<u>これを選任する</u> 2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第32条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする</u> 2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の残任期間とする</u></p> <p>(新 設)</p>	<p><u>執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、<u>取締役(取締役であった者を含む。)</u>の<u>会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第38条 当社の<u>監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第39条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の解任)</p> <p>第40条 <u>監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第41条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> 3. <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠の監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第33条 <u>監査役の互選により常勤の監査役を定める</u></p> <p>2. <u>監査役の互選により常任監査役をおくことができる</u></p> <p>第34条 <u>監査役会は監査役の全員をもって構成する</u></p> <p>2. <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の5日前に発するものとする</u> <u>ただし、緊急のときは監査役の全員の同意を得て招集手続を経ないでこれを開くことができる</u></p> <p>第35条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き監査役の過半数をもって<u>決する</u></p>	<p>4. <u>前項の補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p> <p>(<u>常勤監査役および常任監査役</u>)</p> <p>第42条 <u>監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>2. <u>監査役会は、その決議によって、監査役の中から常任監査役を選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第43条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の5日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(<u>監査役会の決議の方法</u>)</p> <p>第44条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第36条 <u>監査役会の招集手続、決議方法等については法令又は定款に定めるものの外監査役会において定める監査役会規程による</u></p> <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載または記録し出席した監</u></p>	<p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第45条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第46条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会の決議によって定める監査役会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>査役がこれに記名捺印または電子署名する</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第38条 当社は監査役の責任につき、<u>その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議により法令の定める限度内でこれを免除することができる</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第47条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第48条 当社は、<u>監査役(監査役であった者を含む。)</u>の<u>会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第49条 <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項に基づく契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 会 計 監 査 人</u></p> <p><u>(会計監査人の選任)</u> 第50条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(会計監査人の任期)</u> 第51条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u> 第52条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>(会計監査人との責任限定契約)</u> 第53条 <u>当社は、会計監査人との間で、</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第39条 当社の<u>営業年度</u>は、1年とし、 毎年4月1日から翌年3月31日までと する</p> <p>第40条 <u>毎決算期においてその期の総 益金より総損金を控除した残額を 純益金としこれに前期繰越金を加 えたものを株主総会に付議して処 分する</u></p> <p>第41条 <u>利益配当金は、毎年3月31日現 在の最終の株主名簿に記載または 記録された株主又は質権者にこれ を支払うものとする</u></p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によ り毎年9月30日<u>現在の最終の株主名 簿に記載または記録された株主又 は質権者に対し、中間配当（商法第 293条の5の規定による金銭の分配 をいう）</u>をすることができる</p> <p>第43条 <u>利益配当金又は中間配当金が 支払開始の日から満3年を経過して も受領されないときは、当社はそ の支払の義務を免れるものとする</u></p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p><u>当該会計監査人の会社法第423条第1項 の責任について、職務を行うにつき善 意でかつ重大な過失がないときは、会 社法第427条第1項に基づく契約を締結 することができる。ただし、当該契約 に基づく賠償責任の限度額は法令に定 める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(事業年度)</p> <p>第54条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日 から翌年3月31日まで<u>の1年とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(期末配当金)</p> <p>第55条 <u>当社は、株主総会の決議によっ て、毎年3月31日の最終の株主名簿に記 載または記録された株主または登録株 式質権者に対し、金銭による剰余金の 配当（以下、「期末配当金」という。） を支払う。</u></p> <p style="text-align: center;">(中間配当金)</p> <p>第56条 当社は、取締役会の決議によっ て、毎年9月30日の最終の株主名簿に記 載または記録された株主または登録株 式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項 に定める剰余金の配当（以下、「中間 配当金」という。）</u>をすることができる</p> <p style="text-align: center;">(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第57条 <u>期末配当金および中間配当金が、 支払開始の日から満3年を経過しても 受領されないときは、当社はその支 払の義務を免れる。</u></p>

以 上